

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月31日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第 3 号

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 8 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

#### 附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。